

資金の活用の成果に係る評価に関する主な論点に対する考え方について(案) 資料5

確認1	民間公益活動の成果の具体的な評価方針は、誰がつくるのか。	P 2
確認2	評価の対象範囲はどこまでか。	P 3
確認3	民間公益活動の成果の評価に当たっては、どの手法を採用するのか。	P 4
論点1	実際の評価は誰が行うのか。	P 7
論点2	民間公益活動の成果の評価は、どのタイミングで実施するのか。	P10
論点3	成果の達成状況を把握するためのモニタリングの仕組みをどう構築するのか。	P12
論点4	評価は、どのような観点で行うのか。	P13
論点5	民間公益活動に応じて、どのような基準で、評価方法を選択するのか。	P15
論点6	民間公益活動に応じて、どのように評価項目・評価基準は設定するのか。	P17
論点7	評価結果の妥当性をいかに確保するのか。	P18
論点8	評価結果をどのように活用するのか。	P19
論点9	革新性を重視した民間公益活動をどう評価するのか。	P20
論点10	どのように評価を活用して、民間公益活動を効果的・効率的に推進するのか。	P23
論点11	評価に係るコストの負担の在り方についてどう考えるのか。	P24
参考1	成果に着目した助成としては、どのようなものがあるか。	P25
参考2	評価水準の向上についてどう考えるのか。	P28
参考3	どのような情報を報告・開示すべきか。	P30

注) は、「中間的整理(中間)」、「地方公聴会における主な意見(地方)」、「休眠預金等の活用に関するQ&A(Q&A)」に盛り込まれている記述である。

確認1 民間公益活動の成果の具体的な評価方針は、誰がつくるのか。

休眠預金等活用法では、

- ①「基本方針」において、「資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」を、
 - ②「基本計画」において、「資金の活用の成果に係る評価の基準及び公表に関する事項」
- を盛り込むことが規定されている。

○指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体は、「基本方針」及び「基本計画」を踏まえて、具体的な評価指針又は評価のルールを策定し、評価を実施する。

※研究開発の評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（総理大臣決定）を踏まえて、各府省が「研究及び開発に関する評価指針」を定める。いずれも、評価を遂行する上での基本的な考え方をまとめたガイドラインである。これを踏まえて、各研究機関は、自ら行う「評価ルール」を定めて、評価を実施する。

休眠預金等活用法
審議会

基本方針

<2018年春頃>

法第18条第2項

六 資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項

基本計画

指定活用団体の指定 2019年春

<2019年夏頃>

法第19条第2項

四 休眠預金等交付金の資金の活用の成果に係る評価の基準及び公表に関する事項

指定活用団体

指定活用団体における

休眠預金等交付金の資金の活用の成果に係る評価指針

資金分配団体

資金分配団体における

休眠預金等交付金の資金の活用の成果に係る評価指針

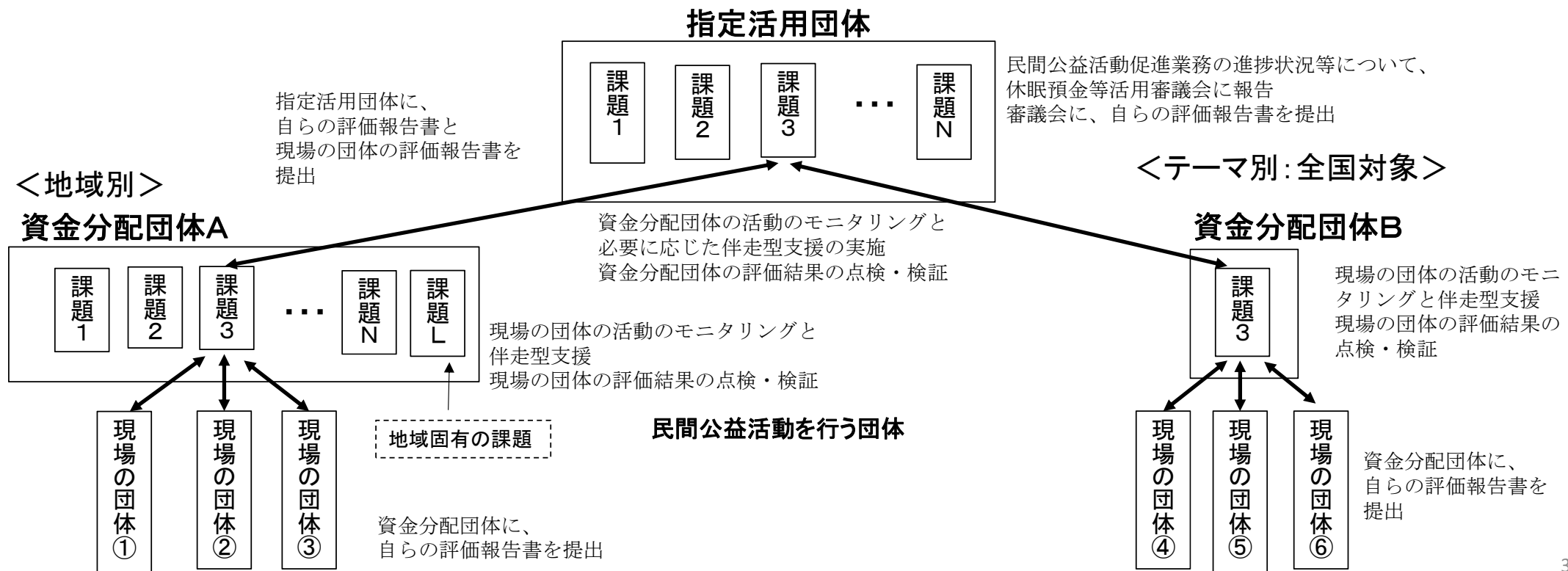
評価の実施

確認2 評価の対象範囲はどこまでか。

指定活用団体及び資金分配団体における相互主体的な関係の下、指定活用団体において「優先的に解決すべき社会の諸課題」を決定する。

事業の成果評価は、指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体それぞれのレベルにおいて実践する。
(中間)

○評価の対象範囲は、休眠預金等交付金を活用して実施される民間公益活動全般である。



確認3 民間公益活動の成果の評価に当たっては、どの手法を採用するのか。

休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、社会的インパクト評価の実施を前提として制度構築が進められることを想定しています。 (Q&A Q2-7)

- 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、最終的に、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図るという目に見えた成果を生み出すことが求められている。
- このため、プロセスの透明性や適正性の確保はもちろんのこと、成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施して、成果の可視化に取り組む必要がある。
- 社会的インパクト評価を行う目的は、以下のとおりである。
 - 1) 休眠預金の活用は前例のない「社会実験」であることから、その成果をしっかりと国民に対し説明を行い、広く国民の理解と支持を得ることができる。
 - 2) 評価結果を適切に予算、人材等の資源配分に反映することで、成果の実現を目指して、民間公益活動を効果的・効率的に行うことができる。
 - 3) 厳正な評価を実施することで、民間公益活動の質の向上、独創的で有望な革新的な民間公益活動の発掘、民間資源の獲得(呼び込み効果)など、民間公益活動を効果的・効率的に推進する。

注) 「社会的インパクト評価」とは、短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的な「変化」や「便益」等の「アウトカム(効果)」を定量的・定性的に把握し、当該事業や活動について価値基準を加える(評価を行う)ことである。「ロジックモデル」を活用することにより、「インプット」、「アウトプット」から「アウトカム」に至るまでの論理的な結びつきを明らかにした上で、①計画(Plan)➡②実行(Do)➡③分析(Assess)➡④報告・活用(Report & Utilize) (➡①計画)の4つの評価プロセスを経て実施される。(※「アウトカム」の例としては、受益者の意識の変化、行動変化、学力向上、就業実現等があげられる。)

社会的インパクト評価の推進に向けて(概要)

～社会的課題解決に向けた社会的インパクト評価の基本的概念と今後の対応策について～

平成28年3月
社会的インパクト評価検討
ワーキング・グループ報告書

1. なぜ必要なのか

- (1) 国際的な潮流：資金の出し手の姿勢が変化（より成果を求める流れ）
- (2) 日本の現状：社会的課題が多様化・複雑化。意欲のあるあらゆる主体が知恵や技術を最大限発揮し、成長できる環境が必要
- (3) 社会的インパクト評価は社会的課題の解決力を高める礎
 - ・評価を通じ事業・活動の内容や方法を不断に見直し、組織運営の改善を図ることで組織が成長。
 - ・また、説明責任につなげていくことで資金、人材が公益活動に参画し、新たな手法を生み出すイノベーションをもたらす。

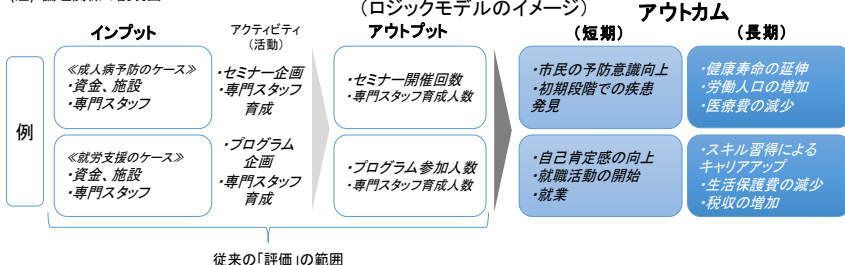
2. 社会的インパクト評価とは

社会的インパクト：短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的な「アウトカム(効果)」
 社会的インパクト外評価：社会的インパクトを定量的・定性的に把握し、当該事業や活動について価値判断を加えること

(社会的インパクト評価の特徴)

- ・アウトプット評価に止まらず、その先のアウトカムを評価
- ・「ロジックモデル^(注)」を活用し「インプット」、「アウトプット」から「アウトカム」に至るまでの論理的な結びつきを明らかにする。
- ⇒事業計画の実効性や事業成果に関する**説明責任**へ（⇒更なる資源獲得）
- ⇒評価を通じた課題等の発見が、事業や組織運営の改善へ（**学び・改善**）

(注)：論理関係の説明図



(評価の意義・効果の例)

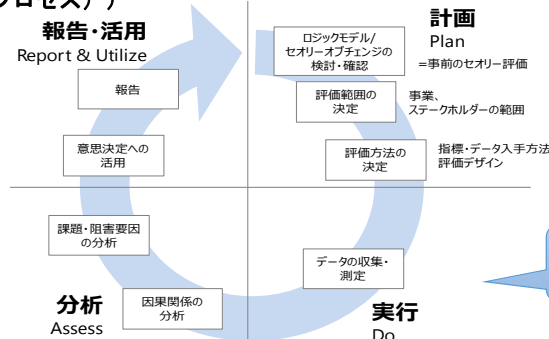
- ・事業者：人材・資金の獲得、事業改善・組織管理・運営の向上等
- ・資金仲介者：資金の有効性の根拠、事業・活動の進捗・業績把握等
- ・資金提供者：支援先の組織、事業・活動内容、実現可能性の判断材料等

(評価の原則(例))

- ・重要性、比例性、比較可能性、利害関係者の参加・協働、透明性

3. どのように行うのか(評価の方法)

(評価過程(プロセス))



事業の計画段階からロジックモデル/変化の理論の確認作業を利害関係者がコミュニケーションを円ならがら行う。

定量データ、定性的情報双方を活用することが望ましい。

(分析手法の例)

	概要
事前・事後比較	事前・事後の指標値を比較
時系列	事業実施前と後のトレンドの変化を比較
クロスセクション	一時点で地域や個人間の事業実施状況とアウトカムの相関関係をみる
一般指標	全国平均値などの一般指標値と比較
マッチング	実施グループとそれに近いグループを選定し比較
実験的手法	無作為割付けにより実施グループと比較グループに分け、その差を比較

4. 普及に向けた課題と対応策

(課題)

- ①意義や必要性に対する「理解不足」、②手法に対する「理解不足」、③手段（ツール）の不足、④基礎的な情報の未整備、資料の不足、⑤評価人材の不足、⑥評価コストの負担と支援の在り方

(対応策：今後1年以内に着手すべき主な取組)

- ①評価普及のためのシンポジウム開催と「評価推進フォーラム」の立上げ
- ②「評価宣言」と「ロードマップ」の作成
- ③評価に関する用語の邦訳と定義の明確化
- ④「変化の理論」「ロジックモデル」等基本ツールの手引書（日本語）整備
- ⑤海外の先行文献のリスト化と主要文献の邦訳化
- ⑥評価の担い手の育成を目的とした講習会の実施とモデル事業
- ⑦評価事例（ベスト・プラクティス）蓄積とピア・レビュー実施による知識共有化

①マドレボニータ : 「産後ケア教室(4回コース)」

御社の復職支援、「復職後から」になっていませんか?
【産育休中】からの支援が有効です
 社会的インパクト評価にて実証

内閣府委託調査事業で明らかになりました
 産育休中にマドレボニータの「産後ケア教室」を受講
 ↓
 産育休中から復職後にかけて復職に良い影響をもたらす変化

38項目中32項目で非受講者との統計的優位差を確認

確認された「社会的インパクト」

出産後にその人が抱える課題が解決され、社会復帰に向けての意欲と応用可能な力を獲得し、必要なアクションがとれるようになる

STEP1/教室受講後

出産後に直面する喫緊の課題の解決ができる

STEP2/復職まで

成功体験 → 意識変容
↓
復職に向けての土台が作られる(意欲、行動)

STEP3/復職後

復職後も使える応用可能な力となる

望ましくない状況の人を減らす→リスクヘッジ、ボトムアップ

復職後ももちろん、人生にも**「応用可能な力」**を獲得

- 立ち返れる「基本」の軸
- 不安を乗り越える技術
- 陳腐化しないフレームワーク

「不安が解消されても、また別の不安が出てくる可能性はずっとあるが、それを乗り越える術を知ったことが、復職に向けての気持ちに大きな影響を与えた。(受講者インタビューより)」

良い変化があった人の比率を受講者/非受講者で比較(抜粋)

初期受講前後	中期1復職まで	中期2復職後	最終受講後
1-6「産後クライシス」の解消 58.8%	2-1心身のセルフマネジメント力獲得 92.0%	2-4復職に向けてのマインドセットが定着 77.3%	3-6パートナーとの協力体制確立 87.0%

※アンケート回答者数: 受講者538名、非受講者351名/各グラフでは「変わらない(もともと良い状態だった)」という回答者は除いて集計。詳しくはレポートをご参照ください。

詳細レポートを内閣府ホームページで公開しています
<https://www.npo-homepage.go.jp/>
 (TOP > 統計調査等 > その他の調査 > 社会的インパクト評価の実践による人材育成・組織運営力強化調査)

この評価は内閣府「社会的インパクト評価の実践による人材育成・組織運営力強化調査」の一環として実施されました。評価結果の詳細、受講者と導入企業へのインタビューをまとめたレポートはサイトから閲覧、ダウンロードできます。

効果が実証されたプログラムを復職支援施策に導入!
マドレボニータの法人向けプランをご活用ください

- 直接的なケアが難しい産育休中からのサポートを実現
- 全国約60箇所を受講: ベストタイミングに、自宅近くで
- 当事者以外も巻き込む講座も好評

お問い合わせ: info@madrebonita.com

②Switch : 「ユースサポートカレッジ石巻NOTE」

・ 定量、定性を併せた報告の試み

「はたらく」に課題を抱えた若者に対するインパクト

通所を促し 引きこもり解消	プログラム参加で 自己肯定感醸成	就労準備にて 就活スタート	就労決定	支えられる側から 支える側へ
<p>■ 引きこもりが解消、外出が増えた</p> <p>80人 (試算値)</p> <p>社会的価値 約1,297万円/年 試算</p>	<p>■ 自信が付き、勤労意欲が醸成された</p> <p>61人 (試算値)</p> <p>社会的価値 約327万円 試算</p>	<p>■ 就職活動を開始した</p> <p>54人 (試算値)</p> <p>社会的価値 約319万円 試算</p>	<p>■ 就職が決定し、次のステップに進んだ</p> <p>33人 [実績値]</p> <p>社会的価値 約2,166万円/年 試算</p>	<p>■ 地域企業との信頼関係を構築し、後進の育成したいと考え始めた</p> <p>21人 (試算値)</p>

人材不足に悩む企業に対するインパクト

若者イメージの変化	雇用イメージの変化	若者を雇用するメリット
<p>■ 「課題を抱えた若者は現実逃避している」「性格が暗いと感じる」「なまけている」「よくわからない」とかんじていた若者に対するイメージが、実際に受け入れを進めることで、ポジティブなイメージに転換されている。</p>	<p>■ 「若者に適当な仕事がない」「若者は作業効率が低い」「若者とのコミュニケーションが困難」という雇用イメージを持っていた企業が、実際に受け入れを進めることで、不安やネガティブなイメージが払しょくされている。</p>	<p>■ 若者を受け入れるメリットとして「職場の雰囲気良くなる」「地域社会の評判良くなる」「職場のコミュニケーションがスムーズになる」「労働力不足の解消につながる」「等、多くのメリットがあると感じる企業、従業員が増加した。</p>

論点1 実際の評価は誰が行うのか。

基本：事業実施団体が自己評価し、資金の出し手（資金分配団体、指定活用団体）が点検・検証する。

○民間公益活動の評価は、当該民間公益活動を実施する団体が実施主体となって実施する（「自己評価」）。
評価の妥当性・客観性を担保する観点から、資金の出し手が評価結果を点検・検証する。

	指定活用団体	資金分配団体	民間公益活動を行う団体
評価のガイドライン・ルール策定主体	政府（基本方針・基本計画）	指定活用団体	資金分配団体
評価の実施主体	指定活用団体 「評価報告書」の作成	資金分配団体 「評価報告書」の作成	民間公益活動を行う団体 「評価報告書」の作成
点検・検証 モニタリングの主体	休眠預金等活用審議会（監視）	指定活用団体	資金分配団体

別案：事業実施団体の自己評価を踏まえ、資金の出し手（資金分配団体、指定活用団体）が評価する。

○民間公益活動の評価は、評価の客観性を担保する観点から、資金の出し手（資金分配団体、指定活用団体）が実施する。その際、民間公益活動の実施団体が行う「自己評価」を活用する。

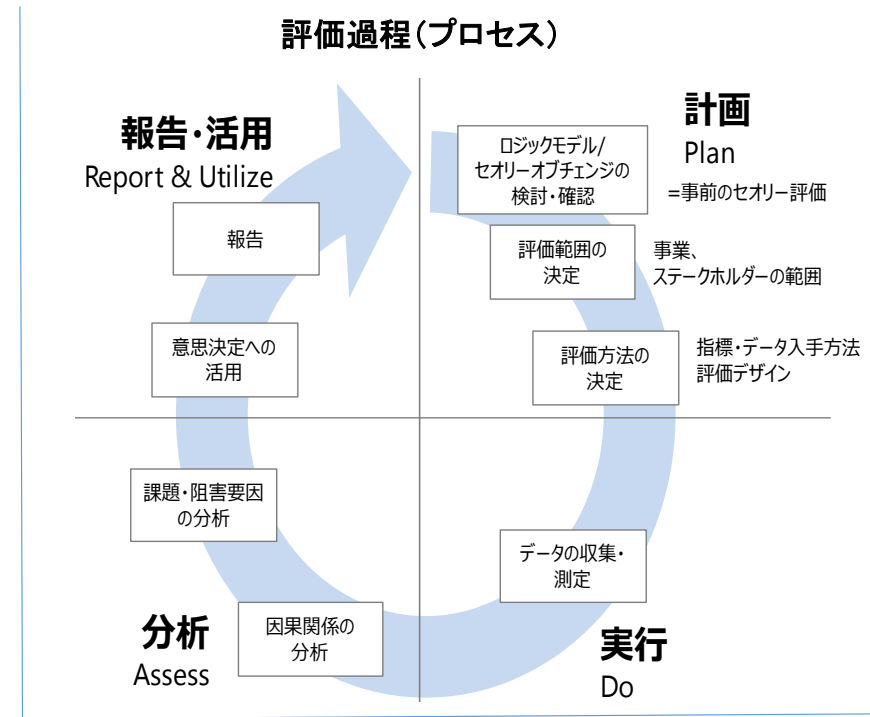
	指定活用団体	資金分配団体	民間公益活動を行う団体
評価のガイドライン・ルール策定主体	政府（基本方針・基本計画）	指定活用団体	資金分配団体
被評価者による自己評価	指定活用団体 「自己評価報告書」の作成	資金分配団体 「自己評価報告書」の作成	民間公益活動を行う団体 「自己評価報告書」の作成
評価の実施主体 モニタリングの主体	休眠預金等活用審議会 「評価報告書」の作成	指定活用団体 「評価報告書」の作成	資金分配団体 「評価報告書」の作成

基本：事業実施団体が自己評価し、資金の出し手（資金分配団体、指定活用団体）が点検・検証する。

○民間公益活動の評価の実施主体は、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、当該民間公益活動を実施する団体が主体となって実施する「自己評価」が評価の基盤である。

○民間公益活動のうち、大規模なもの、重要なものや国民的な関心が高いもの等については、「外部評価」や「第三者評価」を行うことにより、評価の信頼性及び客観性を高めることも有効な方法である。

○公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにする。利害関係者が入る場合には、利害関係者の氏名とその理由を明確にする。



注) 「自己評価」：評価過程全体を、事業の実施主体が自ら行う評価
「外部評価」：評価過程のうち、「分析」について、事業の実施主体が外部の専門家に委ねる評価
「第三者評価」：評価過程全体を、事業の実施主体が、外部の第三者機関に委ねる評価

注) 最近、事業実施団体や評価専門家だけでなく、事業が提供するサービスの受益者も評価過程に参加して協働で評価を行う「参加型評価」が注目されている。

(参考) 利害関係者の範囲 (研究開発における一般的な規定)

- ・被評価者と親族関係にある者
- ・被評価者と大学、研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- ・被評価者の課題の中で協力研究者となっている者
- ・被評価者の課題と直接的な競争関係にある者
- ・その他〇〇が利害関係者と判断した場合

社会的インパクト評価に取り組める団体は少ないため、評価についても伴走支援をすべきである。(地方)

○評価の実践経験が少ない団体が、適切な自己評価を行うには、評価に必要十分な専門性を補完・確保するために、評価の専門家による評価の技術支援や研修、進捗管理等の「伴走型支援」を行うことが有効である。

(参考) 評価に関する伴走型支援

(実施内容)

○評価に関する技術支援

(各ステップの内容確認、データ収集・分析等)

○実施団体に対する技術移転・研修

(専門知識についての研修・説明会の実施)

○ファシリテーター／ディスカッション・パートナー

(団体内部の会議に参加して、議論の進行・とりまとめ)

○作業の進捗管理

○日々の悩みの相談相手

(対面、電話、メールでの質問への回答)

(支援のポイント)

○評価の専門的知識

○評価対象事業への理解・共感

○ファシリテーション能力

○コミュニケーション能力

(課題)

○伴走型支援の費用の負担

○専門知識を有する伴走者の育成 等

(出所)内閣府28年度委託調査「社会的インパクト評価の実践による人材育成・組織運営力強化調査 最終報告書」

論点2 民間公益活動の成果の評価は、どのタイミングで実施するのか。

事業の成果評価は、事業終了後のみならず、各団体における公募の段階から事業実施に係る全てのプロセスにおいて評価を組み込む仕組みを構築する。

事前に達成すべき成果について明示した上で、その進捗状況について継続的にしっかりと検証・評価を行う。
(中間)

複数年度にわたり事業を実施

公募・申請

事業の実施

終了後、しばらく経過

事前評価

事業の実施の必要性・妥当性を判断する。
達成すべき成果を明示した上で、評価項目・評価基準を設定する

モニタリングを継続的に実施して、成果の進捗状況の把握を行うとともに、事業活動や資源配分の見直しを行う

中間評価
①

中間評価
②

事後評価

成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行うとともに、新たな事業の企画立案に反映させる

追跡評価

事業の副次的成果や波及効果の把握等を行う。

※事前評価、中間評価、事後評価は必ず実施するが、追跡評価は、事業の目的・目標や規模、評価に係る負担等を考慮して決定する。

【事前評価】 事業の開始前に実施する。

- 事業の必要性・妥当性を判断する。
- 達成すべき成果を明示した上で、評価項目・評価基準を設定する。

【中間評価】 複数年度にわたり実施する事業について、一定期間後に実施する。

- 成果の進捗状況の把握を行う。
- 事業活動や資源配分の見直しを行う。

【事後評価】 事業終了後できるだけ早い時期に実施する。

- 成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行う。
- 今後の成果の展開や事業運営の改善、さらには、新たな事業の企画立案に反映させる。

【追跡評価】 事業の終了後、しばらく経過して行う。（任意）

- 事業の副次的成果や波及効果等の把握、過去の評価の妥当性の検証等について、アウトカム指標等を用いて実施する。

○これらの評価は、全ての民間公益活動について一律に実施するのではなく、民間公益活動の目的・目標や規模・実施期間や性格、民間公益活動を行う団体の評価に係る負担等を考慮し、実施の要否や実施時期を決定する。

○民間公益活動の開始前にあらかじめ、それぞれの実施時期、評価の目的、方法、評価結果の活用方策等を決定し、それらを有機的に連携して行うことによって、評価に連続性と一貫性をもたせる。

論点3 成果の達成状況を把握するためのモニタリングの仕組みをどう構築するのか。

成果が着実に達成されているかを把握するため、指定活用団体及び資金分配団体はモニタリングを継続的に行うことが必要である。(中間)

○民間公益活動が着実に成果をあげているかを継続的に把握し、推進するために、

- (1) 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体に対して、民間公益活動の推進状況等に関する調査(現地調査を含む)等(以下、「モニタリング」という。)を随時実施し、必要な協力・支援、提言を行うものとする。
- (2) 指定活用団体は、資金分配団体から、民間公益活動の進捗状況について、年度途中で報告を受けるとともに、資金分配団体に対して、モニタリングを随時実施し、必要な協力・支援、提言を行う。
- (3) 休眠預金等活用審議会は、指定活用団体から、民間公益活動促進業務の進捗状況について、年度途中で報告を受けるとともに、必要があると認める時は、内閣総理大臣に勧告する。

注) 「研究成果展開事業(センター・オブ・イノベーションプログラム)」の評価の場合には、
「研究開発の所期の目的が達成されるよう、拠点に対して研究開発の推進状況等に関する調査(現地調査を含む)等を随時実施し、研究開発上必要な協力・支援、提言を行うとともに、設定した目標を達成することが不可能になった場合など必要に応じて拠点での研究活動を中止させることもあります。」と明記している。

(出所) J S T 「研究成果展開事業センター・オブ・イノベーションプログラム実施処理要領」

注) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(抄)

第35条 内閣府に、休眠預金等活用審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

六 民間公益活動促進業務の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告すること。

3 内閣総理大臣は、前項第六号の規定による勧告に基づき講じた措置について審議会に報告しなければならない。

論点4 指定活用団体、資金分配団体は、何を評価するのか。

事業の成果評価は、指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体それぞれのレベルにおいて実施する。

その際、指定活用団体及び資金分配団体も、達成すべき成果について事前に明示した上で、どの程度達成できたかについて十分に説明責任を果たすべきである。 (中間)

【事後評価】

■現場の団体 の評価： 個別の民間公益活動による成果に基づいて評価 [資金分配団体が点検・検証]

※「個別の民間公益活用による成果」に加えて、

- ・現場の団体における革新性(例:ビジネスモデルの革新性、技術的革新性、課題そのものの新しさ、新たな連携の創出等)も評価する。

■資金分配団体の評価： 助成等を行った現場の団体の評価及び資金分配団体自身の活動に対する評価 [指定活用団体が点検・検証]

○資金分配団体Aが助成等を行った現場の団体の評価

- ・「課題1」の評価
- ・「課題2」の評価
- ・「課題3」の評価： 個別の民間公益活動(現場の団体①・②・③)の成果に基づいて評価
- ・「課題L」の評価

○資金分配団体自身の活動に関する評価 (例:資金分配団体における助成手法等の有効性)

■ 指定活用団体の評価：助成、貸付を行った資金分配団体の評価及び指定活用団体自身の活動に対する評価 [休眠預金等活用審議会が監視]

○ 指定活用団体が助成、貸付を行った資金分配団体の評価

- ・「課題1」の評価
- ・「課題2」の評価
- ・「課題3」の評価： 資金分配団体(A・B)の成果に基づいて評価
- ・「課題N」の評価

○ 指定活用団体自身の活動に関する評価

(例：革新的な事業の誕生、資金分配団体や伴走型支援の担い手の育成、新規性ある資金提供方法の展開、
休眠預金と連動して行われた民間資金の出現)

等

(資料3 P4～5)

○ 社会的インパクト評価だけでなく、他の評価方法も柔軟に組み入れて評価を行うことが重要である。

(例：組織基盤強化の評価にあたっては、「組織評価」、ソーシャル・イノベーションの評価にあたっては、「発展型評価」といった手法が相応しいという指摘もなされている。)

論点5 民間公益活動に応じて、どのような基準で、評価方法を選択するのか。

社会的インパクト評価においては、多様な評価基準、評価のやり方を想定すべきである。
評価指標がたくさんあり過ぎると比較が難しくなる。 (地方)

(評価の原則)

- 「社会的インパクト評価」と言っても、分野や個々の組織・団体が実施する事業、また、評価の目的や利害関係者のニーズ等によって、評価の実施方法や内容は多種多様である。しかし、あまりにもかけ離れた方法で個々の組織・団体が評価を実施すると、評価に対する信頼性や比較可能性が失われてしまい、評価の意義や効果が損なわれる。
- このため、評価の方法に多様性を確保しながらも、一定のルールに則り、評価を実施することが必要である。
- 内閣府の「社会的インパクト評価検討WG」報告書では、海外で示されているガイドラインとして、以下のような原則を示しており、こうした評価原則を踏まえて、指定活用団体において、具体的な「評価指針」又は「評価ルール」を策定することが必要である。

評価方法の選択にあたっての主な評価原則

重要性	経営者が従業員、資金仲介者、資金提供者を中心とした利害関係者が事業・活動を理解するための情報や、資金提供の意思決定を左右する社会的インパクトに関する情報が含まれるべき。
比例性	評価の目的、評価を実施する組織の規模、組織が利用可能な資源に応じて評価の方法や、報告・情報開示の方法は選択されるべき。
比較可能性	比較が可能となるよう、以前のレポートと同じ期間、同じ対象と活動、同じ評価方法で関連づけられ、同じ構造をもって報告されるべき。
利害関係者の参加・協働	社会的インパクト評価に当たっては、利害関係者が幅広く参加・協働すべき。
透明性	分析が正確かつ誠実になされた根拠を提示・報告し、利害関係者とその根拠について議論できるようにすべき。

【参考】その他、ガイドライン等で示されている原則

信頼性	情報は正確、真正、公正であるべき。 信頼できる方法で収集され、検証されたデータに基づくべき。
関連性	事業者、資金仲介者、資金提供者を中心とした利害関係者の意思決定に必要なあらゆる情報が含まれるべき。
付加性	投資によって生み出された結果か(投資しなければ実現しなかった結果か)を、投資家が判断できるようなデータであるべき。
普遍性	異なる市場、地域、分野(セクター)において一貫して適用できる測定方法(データ収集)が用いられるべき。

(出所) 内閣府 社会的インパクト評価検討WG報告書

論点6 民間公益活動に応じて、どのような評価項目・評価基準を設定するのか。

事前に達成すべき成果について明示した上で、検証・評価する。その上で、社会の諸課題の中には解決に時間を要するもの、定量的な成果がでにくいもの等があり、事業の成果評価に際しては、こうした点も考慮すべきである。 (中間)

○評価の実施主体は、評価における信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、事前に、民間公益活動の特性や評価の目的等に応じて、適切な評価項目・評価基準を明確かつ具体的に設定する。

(資料6 P3)

○評価の客観性を確保する観点から、①測定可能(measurable)で②効果があったと証明できる(proven)アウトカム指標を設定する。

○「定量的指標」を基本とするが、対象によっては、「定性的指標」と「定量的指標」を併用する等、定量的な尺度に偏りすぎないように留意する。

○社会の諸課題の中には解決に時間を要するものがあるが、この場合には、
①短期目標を定めた上でその時点の到達度を評価してから次の段階に進む方法の導入、又は
②一定期間ごとの中間評価の実施 等により、
民間公益活動期間中の情勢の変化や目標の達成状況、進捗状況の把握をしやすくする。

※このタイミングで、目標の再設定や、事業の加速・中止も含めた事業変更の検討を行う。

○評価の基準として取り扱う評価指標とモニタリング指標とを適切に分けて取り扱う必要がある。

論点7 評価結果の妥当性・客観性をいかに確保するのか。

指定活用団体及び資金分配団体は、常に複数の視点からのチェックを受け、その評価結果を受けて不断の改善を行う存在とするべきである。 (中間)

評価の妥当性・客観性を担保するために、

○民間公益活動を行う団体は、自己評価を行った場合には、「評価報告書」を作成し、資金分配団体に報告する。

→ 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体の「評価報告書」の妥当性・客観性について点検・検証を行う。

○資金分配団体は、自己評価を行った場合には、「評価報告書」を作成し、指定活用団体に報告する。

→ 指定活用団体は、資金分配団体の「評価報告書」の妥当性・客観性について点検・検証を行う。

○指定活用団体は、自己評価を行った場合には、「評価報告書」を作成し、休眠預金等活用審議会に報告する。

→ 休眠預金等活用審議会は、指定活用団体の「評価報告書」を踏まえ、民間公益活動促進業務の実施状況の監視を行う。

	指定活用団体	資金分配団体	民間公益活動を行う団体
評価のガイドライン・ルール策定主体	政府(基本方針・基本計画)	指定活用団体	資金分配団体
評価の実施主体	指定活用団体 「評価報告書」の作成	資金分配団体 「評価報告書」の作成	民間公益活動を行う団体 「評価報告書」の作成
点検・検証 モニタリングの主体	休眠預金等活用審議会 (監視)	指定活用団体	資金分配団体

論点8 評価結果をどのように活用するのか。

休眠預金等の活用により得られた成果を評価し国民に示すことは、透明性の確保と説明責任を果たす上で必須である。(中間)

- 民間公益活動に休眠預金を活用していることに関する国民に対する説明責任を果たすとともに、民間公益活動の成果に係る評価の公正性さと透明性を確保し、また、民間公益活動の成果や評価結果が社会において広く活用されるように、評価の実施主体は、評価結果を国民にわかりやすい形で、積極的に公表する。指定活用団体は、自らの評価結果だけでなく、資金分配団体や民間公益活動を行う団体の評価結果についても、HP上でまとめて見ることができるようにする。
- この場合、個人情報保護、知的財産保護等に配慮しつつ、評価の結論だけでなく、民間公益活動の目標、実施内容、得られた成果、さらに、評価結果による新たな民間公益活動の展開等も含めて、わかりやすくまとめて公表する。
- 指定活用団体及び資金分配団体は、評価結果の点検・検証を行った場合には、点検・検証結果を国民にわかりやすい形で、積極的に公表する他、その中身については、当事者からの求めに応じて評価結果を開示することが望ましいのではないか。

論点9 革新性を重視した民間公益活動をどう評価するのか。

- 革新性を重視した民間公益活動と、他の民間公益活動を同じ評価項目・評価基準で評価することは好ましくない。
- 革新的な民間公益活動とは、目標の達成確率は低い(ハイリスク)ものの、実現すれば、社会のあり方に大きな変革(ソーシャルイノベーション)をもたらすような活動である。こうした活動を促進するためには、達成すべき成果を事前に明示しつつも、解決手法の柔軟性・自由度を確保する必要がある。
- したがって、革新性を重視した民間公益活動の評価にあたっては、社会情勢の変化や民間公益活動の進捗状況に応じ、目標やアプローチ等の妥当性について検証し、見直しを実施する。
- ハイリスクであることを前提として、目標通りに成果が得られなかった場合においても、革新性を積極的に評価したり、技術的な限界・ノウハウ・うまくいかなかった要因等の知見・副次的成果や波及効果等も積極的に評価することが必要である。

■現場団体における革新性： 例) ビジネスモデルの革新性、技術的革新性・課題そのものの新しさ、新たな連携の創出 等

■資金分配団体における革新性： 例) 資金提供手法の革新性、経営支援に関する革新性、評価のあり方に関する革新性 等

(参考) 「研究成果展開事業(センター・オブ・イノベーションプログラム)」

第91条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(2) 評価項目及び基準

ア 課題の独創性(新規性)及び優位性

提案の技術、着想等に新規性があり、革新性または優位性、有用性が認められること。

イ 目標設定の妥当性

研究開発の全体目標が明確に示されていること、さらには目標内容の重要性において下記の要件のうち一項目以上を満たすこと。

- a 産業技術の発展かつ向上に寄与することが期待できること。
- b 国民生活の向上に寄与することが期待できること。
- c 科学技術の発展かつ向上に寄与することが期待できること。
- d その他国民経済上重要な技術と認められること。

ウ イノベーション創出の可能性

我が国の産業における国際競争力を高める可能性があり、新たな社会的価値や経済的価値を生み出す可能性があること。

エ 提案内容の実行可能性

研究開発課題に内在する研究開発基盤の問題点あるいは技術的な課題等を的確に把握し、その解決策について具体的に提案されていること、また研究開発機関内での目標達成の見通しがあること。さらにこれまでのデータ・成果が蓄積されていること。複数機関が参加する場合は、機関ごとの役割分担が明確になっていること。

オ 事業化の可能性

ターゲット市場、市場動向が十分に分析されていること、それに対する課題が明らかで、課題解決のための事業化戦略が十分であること。

カ その他この目的を達成するために必要なこと

(出所)JST「研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラムの実施に関する規則」

(参考) 米国DARPA「ハイルマイヤー基準」

1. [明確な目的]

・何をしようとしているのか？専門用語を一切使わずに説明せよ。
何が課題で何が難しいのか。

2. [現在の方法と限界]

・現在はそれがどのように実現していて、現行の方法の限界はどこにあるのか？

3. [新しさと成功理由]

・提案している方法の何が新しく、なぜそれが成功すると思うのか？

4. [受益者]

・誰のためになるのか？

5. [インパクト]

・成功した場合、どのような違いを生み出せるのか？どのようなインパクトがあるか？インパクトをどうやって測定するか？

6. [リスクとリターン]

・リスクとリターンは何か？

7. [コスト]

・その方向にかかるコストはどれくらいか？

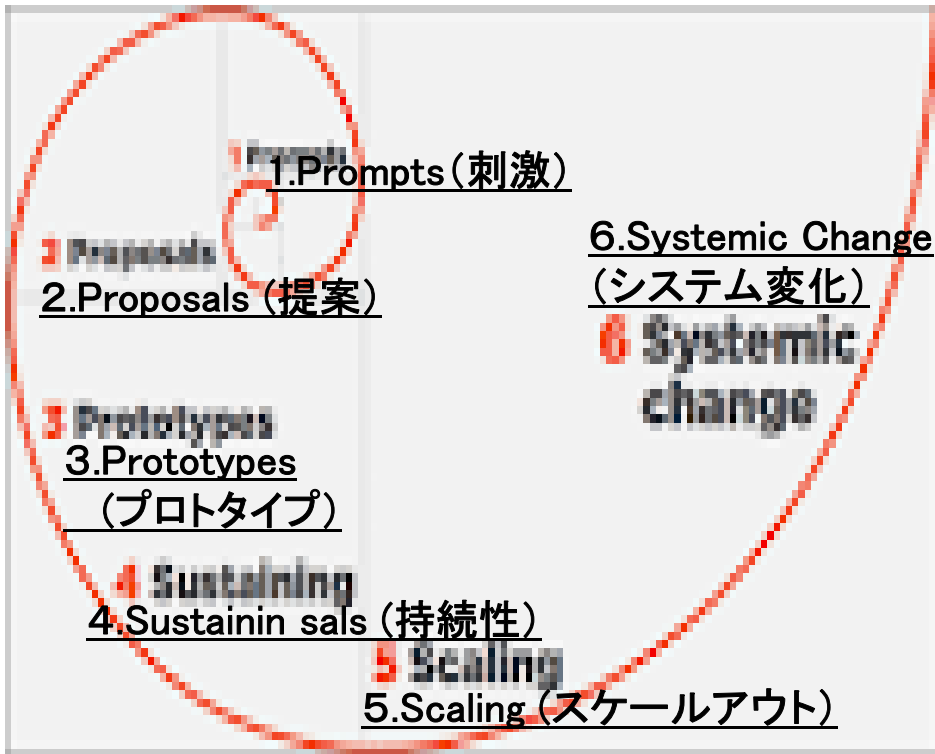
8. [時間]

・実現するのにどれくらいの時間がかかるのか？

9. [評価方法]

・中間報告と最終報告はどのように行うのか？何をもって成功とみなすのか？

(参考) ソーシャル・イノベーションのプロセス



イノベーションの満たすべき2つの基準

- 第1の基準:「目新しさ(novelty)」
 - ➡ 目新しさとは、必ずしもオリジナルである必要はないが、利用者、内容、適用という観点で新しくなければならない。
- 第2の基準:「改善(improvement)」
 - ➡ 既存のものよりも、有効であり、効率的でなければならない。また、その解決は、持続可能でなければならない。

*The Open Book of Social Innovation (2010)*では、ソーシャル・イノベーションのプロセスを6つのステージに分類している。

Stage 1 **Prompts, inspirations and diagnoses** : ニーズの識別 (刺激、インスピレーション、診断)

Stage 2 **Proposals and ideas** (提案とアイデア)

Stage 3 **Prototyping and pilots**: 実際にアイデアをテスト (試作とパイロット)

Stage 4. **Sustaining** : ビジネスモデルを開発する (持続性)

Stage 5 **Scaling and diffusion** : ソーシャルイノベーションの成長 (スケールアウトと普及)

Stage 6 **Systemic Change** (システム変化)

論点10 どのように評価を活用して、民間公益活動を効果的・効率的に推進するのか。

評価手法の検討に当たっては、欧米諸国の先進的取組をはじめ日本における事例を活用する他、ICTの活用によるニーズや社会的インパクトの把握、団体に係る情報発信や行政が公開するビッグデータの活用によるマッチング等、最新技術の活用も視野に入れてはどうかとの意見があった。 (中間)

○民間公益活動の評価は、それ自体を目的とするのではなく、成果の実現を目指して、民間公益活動のマネジメントの中で有効に機能するように、評価結果は、民間公益活動の見直しや、人材等の資源配分、さらには、新たな民間公益活動の企画立案に反映させる。

注) 最近、欧米では単にインパクトを評価するだけでなく、インパクトの達成状況を把握した上で、インパクトを拡大させる方向で、資源配分、事業運営等を見直す「インパクト・マネジメント」の方向にシフトしつつある。

○効率的・効果的な評価を実施するためには、人、予算、データベースなどの資源を確保することが重要である。

○指定活用団体は、ICTの活用によるニーズや、民間公益活動の内容、民間公益活動の成果、評価結果等の評価関連情報のデータベース化、標準化されたID等の導入、行政が公開するビッグデータの活用によるマッチング等、評価結果や民間公益活動に関する種々の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、様々な評価の場面で横断的かつ相互に活用できるような取組を進めるなど、社会的インパクト評価の「知の構造化センター(ナレッジセンター)」の役割を積極的に果たすことが望まれる。

注) 「知の構造化センター(ナレッジセンター)」とは、知識を集約し、体系化して利用可能な状態で情報発信を行う中心組織。

論点11 評価に係るコストの負担の在り方についてどう考えるのか。

成果を把握して必要な評価を行うことは重要であるが、評価の実施には相当なコストを要することに鑑み、事業成果と評価コストの適正なバランスの考え方や評価コストの負担についての考え方についても整理すべきである。 (中間)

- 成果を把握して必要な評価を行うことは重要であるが、評価の実施には相当なコストが要するのも事実である。
- 評価に関するコストは、本来、受益者である事業者自体が負担すべきものである。
ただし、①社会的インパクト評価がまだまだ普及していない我が国の現状と、②休眠預金等の活用の成果に関し国民に対する説明責任が強く求められていることに鑑み、当分の間は、休眠預金を活用して、社会的インパクト評価を実施する際に生じる外部の評価専門家への相談を支援する仕組みを指定活用団体において検討する必要があるのではないか。
- 民間公益活動の評価が、本来なすべき民間公益活動の妨げにならないよう十分配慮すべきである。

参考1 成果に着目した助成としては、どのようなものがあるか。

○リーマンショック以降、欧米では、成果に基づいて資金提供を行う(Pay for Results)という流れが強まっており、様々な助成金改革が行われている。

こうした改革のうち、今後、指定活用団体において、成果に着目した助成として検討する際に参考となると考えられるものは、以下のとおりである。

I. 成果に連動した助成

(事例1) Outcome-Based Grant or Contracts (成果連動型助成/支払契約)

○成果連動型助成/支払契約とは、発注側と受注側が達成すべき「成果目標」について、事前に合意しておき、成果の達成度合いに連動して、報酬を支払うという仕組みである。

これまでの契約が、発注側の仕様書に基づいて、受注側が業務を実行することにより、事前に契約した一定額が報酬として支払われるのに対し、成果連動型支払契約の場合には、発注側は、委託する業務内容を細かく定める必要がなく、「達成したい成果」について、契約書にしっかりと明記することになる。

○これによって、発注側は、成果が達成しなかった場合のリスクを回避できるほか、業務と成果の連動性が確保される等のメリットが期待される。受注側は、成果を達成しなければ報酬を得られないリスクを抱えることになるものの、業務の自由度が高く、受益者に応じたサービスを提供ができるというメリットがある。民間の創意工夫が引き出され、高い成果が生まれることが期待されている。

(資料6 P6)

(事例2) Tiered-Evidence Grant Program (階段式証拠に基づく助成プログラム)

○アメリカでは、オバマ政権下で、客観的証拠(エビデンス)の水準と助成金額を直接リンクさせる「Tiered-Evidence Grant Program」という複合的な政策パッケージが開発され、複数のプログラムが実施されている。

このプログラムの下では、

- ①事業の企画・構想段階で明確な証拠が示せない事業に対しては、少額の助成金を提供して、本当に成果が示せるかどうか事業に挑戦させる。 その一方で、
- ②社会的インパクトについて明確な客観的証拠を示すことができる事業に対しては、思い切った額の助成金を提供して、事業の規模を拡大させることにより、大きな社会的成果を創出することを目指す。

○多くのプログラムが、3段階(①Development ➡②Validation ➡③Scale-up)であるが、助成先の団体は、事業の実施に伴って、より客観的な証拠を示すことにより、次第に、階段を上がっていくことが期待されている。

(資料6 P7~10)

注) 2016年時点で、「Tiered-Evidence Grantmaking」のアプローチによるプログラムが、4省庁で6つ実施されている(計8億ドル)。代表的なプログラムとしては、教育省のInvesting in Innovation Fund (i3)、CNCSのSocial Innovation Fund (SIF)がある。いずれも、客観的証拠の水準を3段階に区分し、客観的証拠の水準と助成金額を直接リンクさせている。

II. 共通の成果を達成するために連携した複数の団体に助成

(事例3) Collective Impact (コレクティブ・インパクト・アプローチ)

○特定の社会課題の解決に一つの組織が取り組むよりも、セクターの垣根を越えて様々な立場の関係者が、目標・成果を共有した上で、共通の評価システムの下で、お互いの強みを生かした取組を集中的に、効果的に行うという「コレクティブ・インパクト(集合的インパクト)」のアプローチが、社会的インパクトの大きい社会課題の解決を目指す際に有効な場合がある。

(資料6 P11)

III. その他

(参考) Prize-backed Challenge (賞金付きチャレンジ制度)

○2010年9月に、アメリカ政府機関である連邦調達庁(GSA)が、社会的な問題を解決する場として、「Challenge.gov(チャレンジ・ガブ)」<https://www.challenge.gov/list/>というサイトを立ち上げている。政府機関が抱える問題等を課題(チャレンジ)として提示し、コンテスト形式でアイデアを募集し、採用されたアイデアには、賞金が支払われるというシステムである。

注) 2010年の設立以来、現在まで、連邦政府の100以上の省庁が参加して、約800の課題をチャレンジとして提示している。賞金総額は2億5000万ドル以上であり、世界中から25万人以上の人々(solvers)が提示された課題についての革新的な解決策を応募している。

参考2 評価水準の向上についてどう考えるのか。

社会的リターンについては、リスクの考え方を始め、客観的な計測がより困難であることから、海外の先行事例も参考にしつつ、我が国の実情に応じた計測手法から議論する必要がある。
(中間)

- 社会的成果については、客観的な計測がより困難であることから、評価方法の検討にあたっては、我が国の実情に応じた評価方法を開発していく必要がある。その際、海外の先行事例も参考に、評価項目・評価基準を設定するなど、評価が国際的にも高い水準で実施されるように取り組んでいく必要がある。
- 平成28年6月に設立された「社会的インパクト評価イニシアチブ」は、我が国における社会的インパクト評価を推進するために、民間事業者、シンクタンク、中間支援組織、資金提供者、研究者、行政等が連携したマルチセクター・イニシアチブである(現在145団体)。
<http://www.impactmeasurement.jp/>
- 平成29年には、2020年までに日本における社会的インパクト評価を推進するビジョン、及び必要な取組をまとめた「社会的インパクト評価の推進に向けたロードマップ」を作成し、現在、ロードマップ実現に向けたアクションプランを作成、実行している。

(注) GSG社会的インパクト投資タスクフォース日本国内投資委員会では、「社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル」や各分野におけるロジックモデルや成果指標、測定方法を例示した「ツールセット」を順次作成する取組を進めている(現在、5分野作成済)。

2020年VISION

2020年までに、社会的インパクト評価を広く社会に定着させ社会的課題の解決を促進させます。～12の目標と38のアクション～

テーマ1 社会的インパクト評価文化醸成

「社会的インパクト評価」が日本社会において普及する姿を構想し、「事業者」と「資金提供者」というアクターごとのアクションプランと、「社会的認知」にまつわるアクションプランを描きました。

- 「事業者」：社会的インパクト評価に注目する非営利、営利を含む各種事業者がゆるやかなネットワークを形成し、お互いの取組から相互の学びが継続的に得られるような流れを作っていくことを構想します。
- 「資金提供者」：財団、企業、金融機関、個人、行政を含む資金提供者自らが、資金提供者自身のインパクト志向のステップを定義することからはじめ、ゆるやかなネットワークを形成し、お互いの取組からの学びが継続的に得られるような流れを作っていくことを構想します。
- 「社会的認知」：社会的インパクト評価に関する情報発信を強化し、理解の普及に努めます。

テーマ2 社会的インパクト評価インフラ整備

インパクト評価を実践していくために活用可能な資源や支援体制を構築するために必要なアクションプランを描きました。

- 「評価人材の育成」：事業者（経営者・管理者・現場）、資金提供者、中間支援組織（伴走者）、評価専門家を対象とした基礎研修および実践研修を通じて、社会的インパクト評価を実践、または伴走者として支援できる人材を育成します。
- 「評価手法の確立」：評価を実践しようとする方が活用できる、社会的インパクト評価のガイドライン、具体的手引き、アウトカムとその指標に関するツールの整備を行います。
- 「評価支援体制の整備」：資金提供者や基金を通じた資金面での評価実践の支援体制の整備。および、評価事例やツール等のリソース情報を一元化したWebサイト（リソースセンター）、評価実践者のピア・ネットワークを通じた技術面での支援体制の整備を行います。

テーマ3 社会的インパクト評価事例の蓄積・活用

社会的インパクト評価の事例を蓄積し、評価品質の向上、事業改善や効果的な取組の展開、また、その先にある社会的インパクト全体の拡大等に活用されるために必要なアクションプランを描きました。

- 「事例の現状把握」：既に存在する社会的インパクト評価に関する事例や団体を調査し、現状を分析します。
- 「事例収集・公開の要件整理」：どのような事例を社会的インパクト評価事例として蓄積・公開するか、蓄積する事例の構成や分類方法等を検討します。
- 「事例の公開」：事例公開への障壁を低くするため、公開する情報レベルや公開方法等の検討。また、公開された情報に関するメタ評価（評価結果の第三者による評価）や双方向のコミュニケーションを含む仕組み等を検討します。
- 「評価実施の促進」：事例をより蓄積するための方策や蓄積された事例をより有効に活用する方策等を検討します。
- 「リソースセンター更新およびデータベースの構築・運用」：上記を実現するためのウェブサイト構築・運用し、各利用者が事例を登録・活用できるような環境を実現します。

➤ロードマップ実現に向けたアクションプラン骨子

2017年度は、ロードマップ実現に向けて8つのワーキング・グループを新たに設置し、それぞれのアクションプランを作成、実行していく。

WG名	対象テーマ（大分類）	対象テーマ（小分類）	幹事団体
インパクト志向原則作成	文化醸成	事業者、資金提供者	SIMI事務局
資金提供者ネットワーク	文化醸成、インフラ整備	資金提供者、評価支援体制の整備	資金提供者ネットワーク
事業者ネットワーク	文化醸成、インフラ整備	事業者、評価支援体制の整備	事業者ネットワーク
社会的認知	文化醸成	社会的認知	SIMI事務局
人材育成	インフラ整備	評価人材育成	日本評価学会、日本NPOセンターなど
ガイドライン作成	インフラ整備	評価手法の確立	SIMI事務局
アウトカム・指標作成	インフラ整備	評価手法の確立	G8NABなど
事業の蓄積・活用	事例の蓄積・活用		ケースリー他

参考3 どのような情報を報告・開示すべきか。

休眠預金等の活用により得られた成果を評価し国民に示すことは、透明性の確保と説明責任を果たす上で必須である。

国民に対して開かれたシステムを構築するため、例えば、事業の進捗状況や成果の可視化、報告書の提出、フィードバックの徹底等、必要な仕組みを検討する必要がある。（中間）

○評価の報告についても、多様性を保ちながらも、一定のルールに則って行われることが信頼性や比較可能性の観点から重要である。

注) EUのガイドラインでは、報告・開示の原則として、重要性、信頼性、比較可能性に加え、「原則を実施するか、実施しない場合は、その理由を説明する」(Comply or explain) という考え方が示されている。

○こうした点を踏まえると、利害関係者による事業の理解や評価結果の信頼性の判断に必要な情報を積極的に報告・開示することを求めることにする。ただし、比例性の原則に基づき、評価の目的、利害関係者のニーズと、報告・開示者の負担のバランスを考慮することが前提である。

注) 「社会的インパクト評価検討WG報告書」では、以下のような事項を例示している。

- ① 組織・事業の概要、関連する利害関係者、ロジックモデル/変化の理論
- ② 評価対象とする事業の範囲、利害関係者及びアウトカム、その選定理由
- ③ 評価の方法（評価の手法、アウトカムごとの指標とデータ収集方法）、その選定理由
- ④ 評価の結果（アウトカムの根拠、アウトカムの分析結果、分析の限界を含む）
- ⑤ 評価結果の意思決定への活用